

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における平成18年12月8日の標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

平成18年12月8日に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録に漏れがあるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書、A事業所から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び回答文書から判断すると、申立人は、平成18年12月8日に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の賞与額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与等支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで
平成11年11月に社会保険事務所から国民年金追納勧奨状が届いたので、夫に相談し、追納分の保険料を納付した。
領収書は既に処分したが、平成11年12月末までに役場で納付した記憶は残っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金追納勧奨状を除き、申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無い上、申立人の夫から聴取しても申立人が追納保険料を納付したことをうかがわせる証言は得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、当初、申立人が居住する町の役場で、免除されていた国民年金保険料を納付した記憶があるとしていたものを、その後、追納したとする場所は憶えていないと主張を変更するなど、追納した場所についての記憶は曖昧である上、社会保険事務所の国民年金担当者は、申立期間当時、同役場の窓口では現年度保険料のみを収納し、追納保険料を扱っていなかったとしている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が申立期間について、追納申込を行った記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年7月まで
社会保険事務所に、国民年金の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、毎月、自治会の集金人が、自宅に国民年金保険料を集金に来ていた記憶があるので、申立期間当時、国民年金の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらない上、ほかに申立人が国民年金手帳記号番号を払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の長男は、「両親から、国民年金保険料の納付状況について話を聞いたことはないが、自分が幼いころ、母親が自治会の集金人に当該保険料を渡しているところを見た記憶がある。」と主張しているところ、A町役場は、申立人が生前に居住していた同町B地区における申立期間の一部(昭和38年度から42年度まで)に係る国民年金保険料徴収簿に、申立人の氏名は無く、納付記録は見当たらないと回答している上、申立人の長男は、昭和*年生まれであり、申立期間当時、少なくとも22歳になっていたものと考えられることから、申立人の長男の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、C県内の市町村は、福祉年金の支給対象となる可能性のある者(明

治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた者) が 70 歳に到達した際、同年金の支給要件に係る各種年金の加入状況を本人に照会して、C 県（現在は C 社会保険事務局に事務を移管）に報告し、同県は、当該報告に基づき索引票を作成することとされていたが、同事務局が保管する申立人の索引票を見ると、「公的年金種別」の「厚年」欄には、厚生年金手帳記号番号が記載されているが、「国年」欄は空欄となっていることから、申立人は、70 歳になった昭和 50 年当時、A 町から上記の照会があった際、国民年金に加入していない旨を回答した可能性がうかがわれる。

加えて、申立人及び申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで
現在居住する市に転居してから、集金人に勧められ、未納であった過去1年の国民年金保険料を一括納付した。
納付金額は、月額1,400円で12か月分の1万6,800円くらいだったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が現在居住する市が保管する国民年金被保険者被保険者名簿によると、国民年金の任意加入対象者であった申立人は、昭和58年4月26日に国民年金被保険者資格の喪失の申出を行い、59年4月2日に被保険者資格の再取得の申出を行ったことが推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる。

また、申立人は、「保険料は月額1,400円で、12か月分の1万6,800円くらいを一括納付した。」と申し立てしているところ、申立期間当時の国民年金保険料は6万9,960円（月額5,830円の12か月分）であり、申立金額と大きく相違している。

さらに、申立人が現在居住する市が保管する検認台帳により、申立人が、同市において、昭和58年4月30日に、同年3月まで居住していた市で未納としていた57年11月から58年3月までの保険料2万6,100円を納付していることが確認でき、保険料の納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から24年8月25日まで
② 昭和24年9月1日から25年8月10日まで
③ 昭和25年8月18日から26年10月25日まで
④ 昭和26年11月25日から27年2月2日まで
⑤ 昭和28年2月20日から同年4月25日まで
⑥ 昭和28年5月2日から同年6月5日まで
⑦ 昭和28年7月1日から34年4月5日まで

60歳ごろ、年金手続のために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

退職時に事業所から脱退手当金についての説明など無く、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和36年12月に、脱退手当金の支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所に回答したことを示す表示が確認できる上、当該社会保険事務所が保管している厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正については、認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 15 年 6 月 6 日まで
社会保険事務所職員の自宅訪問により、事業主として勤務したA事業所における申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所により改ざんされていることが分かった。
厚生年金保険料を滞納していたことは確かであるが、標準報酬月額の訂正に係る届出は行ったことはないので、標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA事業所は、平成 15 年 6 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が同年 3 月 27 日付けで、13 年 3 月から 15 年 2 月までの期間が 62 万から 50 万円に訂正され、その後、16 年 1 月 8 日付けで、12 年 9 月が 59 万円から 10 万 4,000 円、同年 10 月から 13 年 2 月までの期間が 62 万円から 10 万 4,000 円、同年 3 月から 14 年 9 月までの期間が 50 万円から 10 万 4,000 円、同年 10 月から 15 年 2 月までの期間が 50 万円から 9 万 8,000 円、同年 3 月から同年 5 月までの期間が 62 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、上記の最初の記録訂正が行われる直前の平成 15 年 1 月 27 日に辞任するまで同事業所の代表取締役、また、2 回目の記録訂正が行われた当時を含む同年 5 月 31 日以降、同事業所の取締役であったことが確認できる上、申立人は、上記の代表取締役を辞任した理由について、「町議会議員に当選したため、登記簿上は母親に代表取締役を交代してもらったが、会社が平成 15 年 6 月ごろに倒産するまで、

私が、会社を経営しており、実質的な代表取締役であった。」と供述している。

また、申立人は、「平成 15 年ごろ、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、私とその家族の標準報酬月額を 5 年間さかのぼって引き下げよう依頼された。」と供述している上、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る滞納処分票には、申立人に係る標準報酬月額について、最初の減額訂正が行われた日の前日（平成 15 年 3 月 26 日）に申立人から社会保険関係の届出があり、平成 15 年 3 月末が納付期限の同年 2 月分の保険料から納付方法を口座振替とし、滞納保険料については、分割納付することを申立人と約束した旨の記載があることから、申立人が社会保険事務所による標準報酬月額の記録訂正に同意していなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A 事業所において社会保険関係の事務を担当していた従業員は、申立人が当該記録訂正に関与したと思う旨の供述を行っている。

加えて、社会保険事務所が作成した聴取書には、申立人が、平成 17 年 1 月 7 日に来所した際、未納となっている厚生年金保険料があることを承知していたことを示す記録がある上、同事務所が保管する同日付けの債務承認書には、14 年 10 月及び同年 11 月分の厚生年金保険料に係る延滞金額（8 万 6,300 円）のみ記載されていることから、申立人は、上記 2 回目の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の減額訂正により、未納保険料が当該延滞金のみであることを認識していたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、実質的な代表取締役として標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から 63 年 2 月まで
② 平成 3 年 7 月から 4 年 3 月 1 日まで
③ 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 2 月 2 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間①、B事業所に勤務していた申立期間②及びC事業所に勤務していた申立期間③について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、これらの事業所に勤務していたことは確かであり、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶しているA事業所の同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立期間①当時、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、申立期間①当時の人事及び厚生年金保険関係の資料を既に廃棄しており、従業員に対する厚生年金保険手続の実施状況については不明としているところ、社会保険庁の記録から、申立人が記憶している同僚5人のうちの1人は、本人が記憶する入社日に厚生年金保険に加入しているが、その他の4人は、本人が記憶する入社日の3か月、6か月又は1年程度後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同事業所は、一部の従業員について、入社時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の同僚3人は、雇用保険と厚生年金保険の加入期間が一致しているところ、申立人は、雇用保険の加入記録から、申立期間①当時、同保

険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、A事業所は、申立期間①当時の賃金台帳を既に廃棄していることから、当時の厚生年金保険料の控除について不明としている上、当時の経理担当事務員は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について記憶に無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶しているB事業所の同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立期間②当時、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに同資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日（平成4年3月1日）及び喪失日（平成6年5月26日）が社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、B事業所は、申立期間②当時、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ないとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録及びC事業所から提出された出勤簿により、申立人が、申立期間③当時、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所から提出された給与台帳により、申立期間③当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、健康保険の加入記録及び社会保険庁の記録から、申立期間③当時、任意継続の健康保険に加入し、国民年金に加入の上、国民年金保険料の全額申請免除を受けていることが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から21年3月1日まで
昭和19年1月に、A事業所の「*B丸」に乗船し、カツオやマグロの一本釣り漁のために、日本からC国に向け出港したが、結局、漁を行うことなく、日本軍の食料運搬の仕事に従事した後、21年2月に日本に帰国した。
申立期間当時、A事業所に勤務し、「*B丸」に乗船していたことは確かなので、同期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、「*B丸」に乗船していたことは、申立人の同僚3人の証言により推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿において、申立人が記憶するA事業所は、名称が確認できないものの、名称が類似するD事業所の名称が確認でき、同事業所が申立期間当時に所有していた船舶の中に「B丸」の名称が付されたものが複数確認できる上、D事業所の商業登記簿謄本において、大正14年にA事業所を合併した旨の記載があることから、「*B丸」の所有者はD事業所であったものと推認される。

また、D事業所は、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、船員保険の適用事業所（船舶所有者）であったことが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者名簿におけるD事業所の所有船舶名（船員保険の適用船舶名）に「*B丸」が確認できない上、同事業所の船員保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、申立人及び同僚3人が一緒に乗船していたと記憶する申立人以外の乗組員14人のうち、6人については、社会保険庁の記録により氏名が確認できるものの、申立期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。

また、申立期間当時の船員保険法では、漁船の乗組員の中で船員保険の被保険者とされたのは、汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業（東経 130 度以東の海面を操業区域とするものを除く。）に従事する漁船に乗り組む船員とされていたところ、申立人は、「カツオやマグロの一本釣り漁に行く予定であった。」と供述していることを踏まえると、申立人は船員保険の被保険者には該当しなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間当時における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 14 年 5 月 20 日まで

平成 14 年ごろ、社会保険事務所に給与明細書を持参し、年金支給額に誤りがないか確認してもらったところ、A事業所に勤務していた申立期間のうち、少なくとも、平成 4 年ごろから 14 年までの期間について、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低くなっていることが分かった。

このため、申立期間全般について、標準報酬月額の記録に誤りがないか調査し、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合うものとなるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する船員保険給付記録台帳（写）により、平成元年及び6年から14年までの期間に計11回、1回当たり6万8,418円から31万9,668円の傷病手当金が申立人に支給されていることが確認できるところ、当該支給額は、いずれも、社会保険庁の標準報酬月額の記録に基づき計算された傷病手当金の支給額と一致している。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の平成10年度から13年度分の船員保険被保険者報酬月額算定表（実態届）（写）に記載されている申立人の標準報酬月額が47万円であることが確認できるところ、これは社会保険庁の記録と一致している。

さらに、税務署が保管する申立人に係る平成14年分給与所得の源泉徴収票（写）に記載されている同年1月から同年5月20日までの社会保険料控除額（29万7,086円）は、社会保険庁の標準報酬月額の記録（47万円）を基に計

算された同年1月から同年4月分までの船員保険料額と一致していることから、A事業所が、申立人の給与から、社会保険庁の標準報酬月額記録に見合う船員保険料を控除していたことを確認できる。

加えて、B運輸局が保管する船員保険失業等給付支給台帳（写）及び船員保険失業保険金請求書（写）により、平成14年5月28日から15年4月22日までの失業保険の給付基礎日額が1万5,670円であることが確認できるところ、これは社会保険庁の標準報酬月額（47万円）の記録に基づき計算された同給付基礎日額と一致している。

このほか、A事業所は、申立期間における社会保険関係の資料が残っていないため、標準報酬月額の算定状況について不明としている上、当該期間に社会保険関係の事務を担当していた事業主の妻は、標準報酬月額の算定状況について、憶えていないとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月ごろから21年1月1日まで

昭和19年1月に、A事業所の「*B丸」に乗船し、カツオやマグロの一本釣り漁のために日本からC国に向け出港したが、結局、漁を行うことなく、日本軍の食料運搬の仕事に従事した後、20年12月末に日本に帰国した。

申立期間当時、A事業所に勤務し、「*B丸」に乗船していたことは確かなので、同期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、「*B丸」に乗船していたことは、申立人の同僚3人の証言により推認できる。

一方、社会保険事務所に保管する船舶所有者名簿において、申立人が記憶するA事業所は、名称が確認できないものの、名称が類似するD事業所の名称が確認でき、同事業所が申立期間当時に所有していた船舶の中に「B丸」の名称が付されたものが複数確認できることから、「*B丸」の所有者はD事業所であったものと推認される。

また、D事業所は、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、船員保険の適用事業所（船舶所有者）であったことが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者名簿におけるD事業所の所有船舶名（船員保険の適用船舶名）に「*B丸」が確認できない上、同事業所の船員保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、申立人及び同僚3人が一緒に乗船していたと記憶する申立人以外の乗組員14人のうち、6人については、社会保険庁の記録により氏名が確認できるものの、申立期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。

また、申立期間当時の船員保険法では、漁船の乗組員の中で船員保険の被保

険者とされたのは、汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業（東経 130 度以東の海面を操業区域とするものを除く。）に従事する漁船に乗り組む船員とされていたところ、申立人は、「カツオやマグロの一本釣り漁に行く予定であった。」と供述していることを踏まえると、申立人は船員保険の被保険者には該当しなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間当時における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年ごろの半年間
申立期間当時、A事業所に勤務していた。
給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、平成 11 年 4 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の元代表取締役から聴取しても、資料がないとして申立人の厚生年金保険料控除についての証言を得ることができない。

また、A事業所に係る社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間当時一緒に同事業所で勤務していたとする上司は、申立期間後の平成 7 年 3 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、同事業所に勤務していた別の上司は、「入社して3か月は社会保険の加入はなかった。その後、様子を見て社会保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間当時の雇用保険の加入記録も無い上、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において国民年金に加入し、国民年金保険料が免除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 17 日から 48 年 6 月 1 日まで
昭和 47 年 5 月から 48 年 10 月まで A 事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、48 年 6 月から同年 10 月までの期間が B 事業所において厚生年金保険に加入した記録に変更されている上、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

継続して A 事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業主は、「昭和 44 年 10 月から同事業所を経営し、47 年 6 月に C 事業所を買収し、同事業所を B 事業所に名称変更した上で、それぞれの事業所を同一の場所で一体的に経営していた。」と証言しているところ、申立人が、昭和 47 年 5 月 8 日から同年 11 月 17 日までの期間は A 事業所に、48 年 6 月 1 日から同年 10 月 20 日までの期間は B 事業所に、それぞれ勤務していたことは、厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録が一致していることから確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間において A 事業所又は B 事業所に勤務していたことは、それぞれの事業所で当時勤務していた従業員及び事業主から証言を得ることができず、雇用保険の加入記録も無いことから確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 47 年 12 月 20 日に健康保険証を返納していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する同事業所及び B 事業所のそれぞれの被保険者原票の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。